

岩手県告示第359号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成21年岩手県告示第810号）で告示した久慈市侍浜鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

令和元年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の久慈市侍浜鳥獣保護区の区域の表示 久慈市地内の市道鼻館線と市道半崎線との交点を起点とし、起点から市道半崎線を北東に進みさらに東に進み市道侍浜線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道麦生漁港線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南東に進みさらに南西に進み夏井川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み市道鼻館線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域